移送を希望する患者様へ(当院から移送先施設)

現在、当院では国内の施設に限り凍結保存胚・精子・未受精卵子(以下、凍結物とする)の移送を行っております。移送については、この説明書の内容をご理解頂き、「移送の同意書」の提出をお願いします。

なお、提出は来院にてお願いしておりますが、来院できない場合に限り郵送での提出も可能です。郵送前に内容についてご不明な点がありましたら、あらかじめ当院の移送担当者にご確認の上、記入漏れがない状態でご郵送下さい。郵送時に何らかの事故が生じ、当院へ届かない場合は当院が責任を負うことはできません。(必要に応じて、書留等をご利用下さい。)

1. 法令について

・凍結物の移送時に、液体窒素の入った運搬容器(ドライシッパー)を使用します。液体窒素は、冷却剤として使用される液体で、生体組織に付着すると容易に凍傷を引き起こし、また密閉空間で急激に気化させると酸素欠乏症に陥るので慎重な取り扱いが必要です。

・液体窒素の入った運搬容器は、『高圧ガス保安法』により一般の宅配便業者等に依頼することができません。他施設では宅配便業者を利用されているところもありますが、当院は法令遵守のため宅配便業者に凍結物を引き渡すことができません。また、公共交通機関を利用し移送することが禁止されているため、電車、バス、船舶、飛行機等の利用もできません。

2. 移送に関わる責任と具体的な方法について

・移送は、患者様ご自身の責任のもと行って頂きます。そのため、移送先施設との移送交渉や、専門の移送業者を利用する場合の手続は、患者様ご自身で行って頂きます。また、移送方法の選択についても患者様へ一任させて頂きます。法令をご理解の上、移送方法の検討をお願いします。

・SEET の凍結保存は移送先施設で受け入れをしていないことがあります。移送先施設が受け入れをしていない場合、廃棄となりますので、移送先施設へご確認下さい。

・専門の移送業者を利用する場合、当院で業者の指定はありません。患者様ご自身でインターネット等を利用し、選定して下さい。

・当院で凍結物の入った運搬容器を予約日時に受け取りましたら、患者様ご自身で移送先施設まで運ぶか、専門の移送業者に移送を依頼して下さい。

・移送当日の凍結物の引き渡し時には必ず、患者様が来院して下さい。

・凍結物の引き渡し時は、来院されてから 30 分～1時間ほどお待ち頂く場合もあります。移送先施設との受け渡し時間に余裕をもって来院して下さい。

3. 運搬容器について

・運搬容器の貸し出し期間は、1 週間です。期日までの返却をお願いします。

・運搬容器は、移送予定日の前日から液体窒素を充填して準備を行います。そのため、移送予定日の前日または当日に移送を患者様のご都合により中止した場合でも、使用した液体窒素の料金はお支払頂きます。

・運搬容器の持ち込みをする場合は、空の状態で移送予定日の前日の午前中に当院に到着する手配をして下さい。なお、運搬容器の到着予定日時については、患者様から事前のご連絡をお願いします。

・運搬容器は大切に扱って下さい。破損や紛失があった場合、実費でお支払頂く場合もあります。

・当院で凍結物の入った運搬容器を受け取りましたら、移送先施設に引き渡すまで患者様ご自身の判断で運搬容器は開けないで下さい。

4. 移送による事故と補償について

・移送後、融解を行った凍結物の損傷、滅失について当院では補償できません。

・運搬容器の不具合や運搬方法の不備による事故、患者様ご自身の判断で運搬容器を開けた場合の事故、交通事故、災害、天災等が起きた場合、それらによって生じる凍結物の損傷、滅失や患者様ご自身への被害(液体窒素による凍傷等)について当院では補償できません。

5. 移送にかかる料金について

・移送当日に受付窓口にて現金でお支払下さい。

・当院の運搬容器で移送をする場合は、液体窒素を 10～15 リットル使用します。他施設等で調達した運搬容器を持ち込む場合は、液体窒素は使用時に気化してしまうため、運搬容器容量の 1.5～2 倍使用することを目安に料金を考えて下さい。

・お支払頂いた移送の料金については、治療後の結果（妊娠の有無等）に関わらず返金はありません。また、凍結物の凍結保存期間を満了する前に移送をした場合でも、凍結保存継続管理料の返金はありません。なお、患者様のご都合により移送を中止した場合も、すでに行った移送の準備や手続に対する料金はお支払頂きます。

・診療情報提供書が必要な場合には、別途料金が発生します。

移送に関わる料金項目	料金【税込】	支払方法
移送手続料金（1 回あたり）	11,000 円	受付窓口にて現金 （移送当日）
運搬容器の貸し出し料金	11,000 円	
液体窒素　1 リットルあたり	830 円	
診療情報提供書	2,750 円	

6. 移送日時の予約と中止について

・移送日時の予約は、平日の午前 11 時～午後 2 時です。移送先施設までの移動時間を加算した時間を移送先施設に伝え許可をお取り下さい。なお、当院の都合によりお受けできない日もありますので、当院の移送担当者と事前にご相談下さい。

・移送の予約をする段階で、凍結保存期間の手続が済んでいない場合は、手続をし、凍結保存継続管理料をお支払下さい。また、当院での治療費等の未払がある場合、移送の予約を取ることはできません。

・患者様のご都合により、予約していた移送を中止する場合は、当院および移送先施設の移送担当者へ速やかにお伝え下さい。

・やむを得ず当院の都合により、予約していた移送を中止する場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

7. 凍結保存状態の情報引継について

・凍結保存状態の情報引継の書類として、「凍結未受精卵子・胚 移送書」または「凍結精子 移送書」を凍結物と一緒に、患者様へお渡ししますので、移送先施設にご提出下さい。

・移送先施設から指定された、当院で記入が必要な書類がある場合は、あらかじめご提出下さい。

8. 個人情報の保護について

・原則として移送先施設との移送交渉は、患者様に行って頂きますが、必要に応じて患者様の情報について移送先施設と直接連絡を取らせて頂きますので、あらかじめご了承下さい。その際は、個人情報保護法および当院の規則を遵守して取り扱います。また、治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり、日本産科婦人科学会や JISART 等へ報告させて頂きます。

※その他、ご心配なことや、ご不明な点がありましたらお尋ね下さい。

セキールレディースクリニック　ラボ部門
〒370-0841 群馬県高崎市栄町 17-23
TEL 027-386-6160(ラボ直通)
TEL 027-330-2200(代表)
FAX 027-330-2201
電話受付時間：午前 9 時から午前 11 時、午後 2 時から午後 4 時